■市街化調整区域における地区計画運用基準(案)に係るパブリックコメント実施結果

1 実施期間

令和5年8月7日(月)から令和5年9月7日(木)まで

- 2 パブリックコメント提出数
 - 4名より計14件

3 内容及び回答

いただいたご意見の内容及びそれに対する市の考えは以下のとおりです。

また、ご意見の内容は一部原文ではなく、要旨として掲載しております。

地区計画策定にあたっては、対象区域及び周辺の住民や利害要係人に対して、当該地区計画の内容等について十分な影明を行い、理解を得るように努めることとあるが、当該地区計画が指布による提案でなく、結市のまちづくり(都市計画の現案制度)に基づき、提案されるものである場合には、受益者である現案者らの説明が不必合な信頼を必必認力の住民や利害関係人に対して影明をすること。を引起すべき。なぜならば、受益者自身が接流合になる場合においては、環塞電に都合が悪いことは説明されないおそれが高く。まちづくりの推定側に経験と知識を全する現業者と住気の間には、圧倒が空緩験・知識の差があり、提案者の説明が適切かどうかについて、住民らがこれを十分に理解し(特に、不動合な事情を認識し)判断することは検験で国権である。相由が、周辺住民の利益を保護するために少なくとも不適切な説明により(不必合な信頼を知らされないことで)不利益を被ることがないまう、その内部を検証し、その責任において、これを実施すべきであり、その自を制記いただきたい。 布施神区が述明回においては、提案者(受益者となる事業者ら)の自市都市計画提案制度に基づく地区計治の対象においては、建業者(受益者となる事業者ら)の自市都市計画提案制度に基づく地区計治の対象においては、提案者(受益者となる事業者ら)の自市を助け、対象と前にその誤りについて、相目に対して、周辺住民から申し入れがされていたにも関わらず、治定すことで、その土地についての影地区計画の決定前にその誤りについて、相目に対して、周辺住民から申し入れがされていたにも関わらず、治定すことで、その土地についての影響にも、接続をであげる説明を行らより受けするとの答案とないままに、住職技を要素するとの答案は表している。また、指案者もの地区計画を関めるとの音を強ります。 また、接続者を認める制御を保護するに対して、一分な説明を行っているの音のは、法を表しまながに行っているの音のといは、指数を表しまなに関していた。との表しまが表していた。と見書の情報を定める意は、法や基準に関した手段をあるが、定していた。との表に概念を設けてよいります。会を設けてよいります。の都会の最近による不利益を強いられる形になっても全く無正が様に基づいた情報の破損を近く回復による事情を対している。とのようなも対象ととしているとは同盟である。同辺住民だけが確の説明で決定された地区計画による不利益を強いられる形になっても全く発生が決定されたがと計画による不利益を強いられる形になっても全く発生もからわれに、とない対象に対象を対象を対象といる対象を対象に対象を対象されている。といのは対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象がある。といのは対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対

ご意見 市の考え No 周辺の生活環境に係わらず一律31mを基準とすることは適切ではない。「周辺の生活環境への影響を十分に 配慮して適切に定める」とされるべきと考える。 布施南地区地区計画において、柏市は提案者に対して「調整区域で一番高い建築物は、慈恵医大で31mに なっていて、当基準はこれに合わせている。」との説明を行っていたことが判明している。当該計画を既成 事実として、今回の基準値として定める趣旨と思われるが、当該決定そのものが適切ではなかったものと考 える。 柏市内で比較的に低地かつ周辺に影響を及ぼす住宅地が存在しない場所と、比較的高台かつセンターライン がない道幅 5.5m未満の狭い道路を挟んだ隣地を第1種低層住居専用地域に囲まれた場所という違いは考慮 されるべき事情と考えるが、それが検討された様子すらないのは、不思議でならない。(柏市担当者は西側 住宅地の日影の影響については特段の注意をしていなかった旨、周辺住民に対して説明している) 当該基準値があることで、『地区計画の基本計画の考え』(6)周辺の生活環境、自然環境との調和を欠くお 「建築物等の高さの最高限度」につい それがなく、景観に十分配慮したものであることとの要件は、ないがしろにされると言わざるをえない。 ては、類型ごとに定めており、31m 実際に、布施南地区 地区計画において、提案者らは周辺住民に対し「周辺環境に影響を及ぼすものではな と定めた類型においても、その数値以 い」との説明を行い、かつ柏市に対しても「影も自宅にかからないことを確認してもらっている」との説明 下で適切に定めるよう記載をしている を行っていたにもかかわらず、地区計画が決定した後になって、提案者らは、何の臆面もなく、西側隣接地 ところです。なお, 実際に地区計画を においては日の出の時間から3~4時間日影の影響を及ぶとの説明をし、さらに「地区計画で決定された基 定める際は、周辺環境への影響を考慮 準に合致しており問題ない」と主張し、自らの嘘の説明に何の責任も負うことなく、工事を強行し、現在に したうえで定めてまいります。 至っている。柏市も「事業者らに適切に説明を行うよう要請するとの答弁を繰り返すのみ」で、地区計画を 決定した当事者として柏市自身が周辺住民に対し説明をおこなうことすら拒否し、周辺住民に不利益を甘受 することを強いている。 さらに、過去の住環境・日照権に係る裁判例を参考にして、受忍限度の考えを踏襲しているのかもしれない が、前述のように太陽光が3~4時間妨げられるということは、「エネルギー利用の効率化・最適化を実現」 する住宅の普及拡大を図る」として柏市も提唱する「地球に優しい暮らし」に反するものであり、つまり阪 神淡路大震災、東日本大震災以降、住民の災害への備え(太陽光発電による自助による備え)にとって重大 な環境条件になっているのであり、これに重大な不利益を生じさせるものである。従来判例だけで判断する ことが適切ではない環境の変化(災害への備えが重要事項になっている)があることも考慮されるべきであ る。 以上のことから、建物等の高さについては、「周辺の生活環境への影響を十分に配慮して適切に定める」と されるべきと考える。

No	ご意見	市の考え
	「立地可能な建築物の用途は,自然環境・交通環境への配慮がなされた、地域振興に寄与する文教・業務及びレクリエーション等の施設とし、適切に定める。」とあるが、『等』の文言の拡大解釈がされることの無いよう、想定すべき範囲を一般市民が認識できるように具体に列挙すべきである。	
	布施南地区 地区計画において、提案者制度により、定められた内容においては、基本的な考え方において、「地区計画により、自然環境の保全に十分配慮しつつ、地域振興に寄与する文教・レクリエーション等の場としての一体的な土地利用を図ります。」と示された内容からは想定できない「データセンター及びそれに付随する危険物貯蔵又は処理に供するもの」が建設可能なものと定められた。	本運用基準は市街化調整区域における 地区計画の基本的な考え方を示すもの であり、地区計画を決定する際には、 これを踏まえて、具体な建物用途を定 める考えです。 なお、都市計画提案までに、周辺住民
3	しかし、データセンターは防災発生時においても避難場所利用不可のただの巨大建造物であり、周辺住民にとって、「地域振興に寄与する文教・レクリエーション『等』の場」と認識できるものではない。 『等』に該当する用途には、一般市民にとって、何が当てはまるかを想定しうるものであるべきである。 『等』にデータセンターや危険物施設まで読み取らせるのは、拡大解釈のし過ぎであり、許されてよい拡大解釈の範囲を超えるものであると考える。	
	基本的な考え方の「地域振興に寄与する文教・レクリエーション等」と建築物等の用途の制限に記載される「地域振興に寄与する文教・業務及びレクリエーション等」は、一般市民からすれば、同じものであると認識されるのが通常であり、周辺住民の「住居」「職場・就労」「学習」「娯楽」などの環境を整える用途と認識するのが通常と思われる。そうであれば、『等』に含まれるものは、周辺住民にとって何の利益ももたらされることのないものが該当するとは想定しない。周辺住民の一方的な犠性の上に成り立つ柏市への税収効果が正当化されて良い筈はない。	
4	何が、地域振興に寄与するものなのか、周辺住民にとっての受益は、周辺住民への貢献は、何がもたらされるものなのかを明示すべき。なお、市議会答弁において、市議・柏市の双方が、西側道路に沿って配置された幅≒1m(等間隔で乗り上げ防止ポールが設置されており、実質78 cm幅)という、車いすによる自力走行も容易でなく、親子が並んで歩くことも(親は車道を歩行)、すれ違い時にどちらかが車道に出ないといけないような歩道をもって、地域貢献と強弁し、事業者らに税制上の恩恵を与える歩道上空地として整備いただいたなどいう答弁をしている。道路構造令などでは、通行に必要な歩道有効幅員、歩道に施設を設置する場合に必要な歩道幅員は、①歩行者の交通量が多い歩道有効幅員:幅3.5m以上、②そのほかの道路の歩道有効幅員:幅2.0m以上、③自転車歩行者道の場合の有効幅員:幅3.0m以上とされていることからすると、柏市ぐるみで周辺住民を犠牲にして、提案者ら事業者の利益を図り、税収の確保を優先させていると言わざるを得ない。柏市では、このようなものも含めて、地域貢献というのであれば、そのことを周辺住民に対して、しっかりと説明をおこなうべきである。	地域貢献や付帯設備については,都市 計画提案までに,周辺住民へ十分な説 明を行い,一定の理解を得た上で提案 を行うよう,提案者を指導してまいり ます。
5	また、用途として、付随設備として危険物施設が必要となる場合には、住宅地に隣接する形での設置でなく、住宅地に影響を与えないような配慮がされるような制限を規定すべきである。	
	提案の内容には、地区計画により許可された建造物等が発する騒音についての規制が何も定められていない。	
	「周辺住環境及び周辺住民の健康上の悪影響を与えない範囲で適切に定める」との規制を検討いただきたい。	
6	布施南地区 地区計画の例において、建設が許可されたデータセンター屋上からは365日 24時間 大型空調室 外機の冷却用ファン作動音(回転音) にさらされることになる。生活音と違って事業系の定常音については42dB 程度であっても気になる音とされるところ隣地のデータセンター設備は49 dBまでが上限とされており、気になる音のレベルを超える「騒音」に悩まされることを強いる決定がされた形になっている。しかし、柏市としては、それについても問題なしとの木で鼻をくくったような回答を繰り返すのみであり、地区計画の決定により、周辺住民の住環境が強制的に改悪の変更されることへの配慮が全くうかがえない。また、南側住宅地に隣接して、危険物貯蔵施設・非常用発電機・特高受電所が建設され、既に一部稼働しているが、定期的に70 dB を超える騒音、重油を燃料とする排気ガスの黒煙・異臭にさらされるとともに、冷却ファンが常時作動することによって常時(24時間ずっと)Min 4 9 dBという規制値を超える騒音を発生させるに至っている。上記のとおり、騒音も周辺環境に著しい影響を与える事情であり、地区計画運用基準において、その規制に	合したものであることを基本的な条件 としており、騒音規制の基準も遵守す べきものと考えます。 特に、住環境等に影響する事項につい ては、都市計画提案までに、周辺住民 へ十分な説明を行い、一定の理解を得 た上で提案を行うよう、提案者を指導 してまいります。
	ついて定めるとともに、周辺住民らに対して十分な説明を行うことが必要であることを明示するべきであると考える。	

ご意見 No 市の考え 市街化調整区域における地区計画運用基準(案)下段4行目における秩序ある土地利用の記載 →基本として国交省都市計画法 H18/11制定後、柏市は本法を最大限活用し工場跡地である柏市布施十三本。 原の旧紀長伸銅所を周辺住民に周知なく、施工業者による説明会を2019(RI) 11・12月にさせたのである。 市は回覧板、パソコンによる所謂十分な周知をしたということであるが、それも後日の事である。 今日まで、住民と建設事業者と歩み寄りがない事は初期対応が狂っていたと考えています。 更に後日 2021(R3)の市議会議員・周辺住民・施工業者など60数名の会議において,市の担当者は「建てら れるようにしたのが市」と発言。 2 市街化調整区域における地区計画の基本的な考え方 (6) 周辺の生活環境、自然環境との調和を欠くおそれがなく、景観に十分配慮したものであること。 4 市街化調整区域における地区計画の基本的条件 (7) 地区計画策定のあたっては、対象区域及び周辺の住民や利害関係者に対して、当該地区計画の内容等に ついて十分な説明を行い、理解を得るように努めること。 と記載があるが布施南地区における開発は、周辺道路は6m弱の市道で、北は一部農地・南は雑種地・東は JR東日本の野球場であるが、他多くの地は第一種低層住居専用地域で約3千世帯。保育園幼稚園介護施設小 学校等々6校以上どこに配慮しているか不明。 この開発計画によれば高さが 31 メートル、マンションならば7~8 階相当、これが4棟、鉄筋コンクリート 造でほぼ窓無。工事期間は8年間 ここで周辺住民・利用者が困っているのが、騒音・振動・砂埃、交通渋滞の毎日毎日。 環境も大きく変化している。周辺住民の体調又精神的にもダメージがきている方々もでている。十分な説明 を行ったか、理解を得たか疑問? 騒音計で確認すると60 dB前後は普通で、大型バックホーが通路上に敷き詰めてある鉄板上を走行すると l85dBを超えこれが頻繋に発生している。 他には、鉄パイプ・鉄筋の落下衝撃音。 又は、200 トンクレーン車の走行時振動・騒音、生コンクリートの流し込み音、土砂等積載トラックの走行 時等々。様々なガタガタゴトゴト音、この騒音・振動が朝から夕まで続く。 TV、新聞、ラジオ、そして読書等々時に突然の激しい騒音・振動で中断は頻繁に発生している。 |本運用基準に示す基本的な考え方に| 日曜日の工事休日は一時休まるが、夕方になると翌日の月曜日を思うと気が重くなり不安と不安定の繰り返 |沿った内容で,都市計画提案までに, しの生活となっている。 周辺住民へ十分な説明を行い,一定の 更に地下燃料データセンター4棟 |理解を得た上で提案を行うよう、提案| これが、法に抵触しないとはいえ市道6メートル弱を隔てたデータセンターの敷地内に設置されている。 |者を指導してまいります。 今、日本中地震のニュースが頻繋に流れている中、リスクを最小限にするという思考の少ない事業者は世界 なお、罰則については、法令の定めに 企業としては稀有な事象と思います。 よるべきものとなります。 今、もしここに直下地震が起きたら付近の住民はどうなるでしょうか。 やはりこのタンクはもっと安全な所に移す必要がある。早急に。 国の法に則っているというが、柏市は何故この第一種低層住居専用地域の真ん中に、「わざわざ建てられる ようにした」のか疑問と考えます。 国内他自治体市町村に悪影響が及ばぬ前に本建設に対して何らかの処置をすべきである。 公文書部分開示会議録には2018(H30)1/9 から跡地開発に柏市・事業者等々とやりとりの記載がある。 終盤の 2020(R2)3/17 付に市側の事業者に対し回答・説明が十分しきれていない(日影他周辺住民の種々質) 問事項に)の発言に事業者は「もうこれ以上の説明は必要ないと思っている」 私は今迄この建設会社と接しとても残念な気持ちだ。歴史も企業名もある程度ある会社と考えるが、一言で の表現は難しいが体質・風土或は業務等の重要度・迅速性・改善力等は低い事著しい。 一例は、既に1号棟はほぼ完成し現在2 号棟建設中。それで 2 号棟建設に対して改善点を提示するとの回答。 に対して約一ヵ月後の会議において「何もない」 憲法に基本的人権の尊重と国民は全て平等と記されています。この布施南地区の建設は周辺住民に重大な悪 影響を及ぼしています。 |提案です。地区計画運用基準(案)には違反或は抵触事項に罰則規定の明示が不足しています。本法に明確 に明示して頂きたい、又明示するべきです。布施南地区のこの様な悲惨な事例が他地区で発生しない様に。 交通違反の取り締まりに、例えば一時停止場所での違反時は即違反書類が発行され罰金が科せられます。こ の建設中には柏市にも報告の通り明確な違反行為がありました。社会変化は急進、外資・外国人の進出も急 増中と考えます。 |前市長秋山浩保氏における決定事項と考えますが、まだまだ先は長い。 |技術は急進している。建設継続は難題多し。現事業者においては今までの対応から対応・改善出来るとは考 えられません。 法は5年、6年、7年も騒音・振動をまき散らして良いとは触れていません。 現太田市長様には一度布施南地区の現場をじっくりと視察頂き英断を下して頂きたいと切にお願い申し上げ ます。

ご意見 市の考え No 現在、建設工事を進めている「工場跡地開発誘導型」である「布施南地区:データセンター建設に係わる問 題点」を記載する。 現在、建築中のデータセンター『全4棟(予定):第1号棟(完成)、第2号棟(工事中)』は、柏市地区計 画区域内建築物制限条例の一部を改正する条例の制定により、工事が実施されている。そこに存在する意見 (問題点含む)を下記に記載する。 間題点:現地は「市街化調整区域」であり、隣接は市街化区域第一種低層住居専用地域(高さ制限 10m) において、まったく異なる工業系の高さ 31mも建つ地区計画を決定したことによる生活環境の悪化に対す る柏市からの説明がされていない。なぜ、一事業者の収益のために生活環境が大きく悪化するにも拘わらず 我慢する生活を周辺住民は、送らなければならないのか。 説明会の経緯:第1回目 2019年 12月20・21 日事業者による近隣住民に対する説明では、生活環境(特に日 影)に影響が及ばないことを説明しながら翌年の2020年12月19日の説明会『地域住民への重要な説明会な ので、町会から秋山市長の出席を要請したが、民間事業なのでとの理由?(許可処分庁:柏市が開発許可を 発令したにも関わらず)で、拒否された。』この時点では、柏市がなぜ避けているのか理解できなかった。 この説明会で日影が1年前の説明とくい違い道路境界 100m及び住宅地80世帯超・農地一帯に影響が発生す る(12月)との説明を受けて、説明会会場での質疑、その後町会に相談が寄せられたことが、住民運動の 起点となった。なお、都市計画審議会 2020年10月22日、都市計画決定 2020年11月20日(柏市告示 481 号)は、第2回目の説明会の前に決定してしまった。そのことから柏市議会第2回定例会において「令和2年」 (2020年)度第1回都市計画審議会の再審」を請願書にて要請したが、再審は否決されてしまった。 今後想定される環境変化及びその影響項目 ①敷地内に大きく(高さ 31m)されるビル壁の圧迫感、威圧感、ビルにより日影(12 月冬至 影響大) ②ビル風の発生及び風の流れの遮断、変更 ③ビル屋上に設置される工業用エアコン室外機の 24時間 365日の作動騒音 ⑷非常用発電機(年一回定期点検エンジン音、排気ガスの異臭(風向きにより住宅地へ流れる。) 特高受電所、地下燃料タンク、オイルポンプ棟の危険設備の移設 |都市計画法において,「都市計画提案 要請したが住宅地(幅員 4M 道路)を挟んで隣地に設置された。 ができる者」について「土地所有者 ⑤工事期間の長期化:8 年間もの建設工事(中途で停止期間もある。)に耐えられない生活環境。 |等| が定められていますが,「周辺住 |民| は提案できる者に含まれておりま せん。 (2)原則、都市計画法に基づく提案制度を活用すること。 提案できる者:提案される区域の土地所有者、まちづくりの推進を図る活動を行う事を目的として設立され たNPO法人、まちづくりの推進に関し経験と知識を有する団体(一定の要件を充たした団体に限る)等が都 市計画の決定又は変更を提案することができます。 とありますが、布施南地区:データセンター建設に関わり問題点が発生した大きな理由は、提案できる者の 範囲に周辺住民が入っていない事である。その事由として、2018年(平成 30年)1月9日からの紀長伸銅所 跡地の土地利用の打合せ開始から2020年(令和2年)11月20日の都市計画決定まで、交渉経緯が公表されず 住民は、まったく知る機会がなかった。 よって、現地絡みの範囲制限を設ける必要があると思いますが、「提案できる者の範囲に周辺住民を入れ る」ことで適正な地区計画策定に繋がります。 (7) 地区計画策定にあたっては、対象区域及び周辺の住民や利害関係人に対して、当該地区計画の内容等に ついて十分な説明を行い、理解を得るように努めること。 本件は、都市計画が決定し、事業者に開発許可をした後の説明だったため、民間事業者へデータセンター (ビル)に関わる変更を申し入れたが、減収につながるとの理由でまったく住民からの交渉は、不可であっ た。 |表題の「市街化調整区域における地区計画運用基準(案)| の策定として、2021年(令和3年)6月18日 (金)午後2時20分~4時 04分に行われた(於)柏市役所 第5・第6委員会室「建設経済委員会」の記録を 是非活用して下さい。 記録表紙を添付しリンク先を表示します。 建設経済員会記録 日時令和3年6月18日(金)午後1時 ○ (kashiwa.lg.jp)

No	ご意見	市の考え
12	地区計画運用基準案の説明会に出たものの、当面該当する箇所として4カ所があげられていた。しかし、そのうち柏市北部の布施地域の地区計画の事例は、「案」の段階をとうに越え、基準案どころか、地区計画の決定、建築許可を経て、現在は具体的にデーターセンター4棟の建設に入っている。今頃、これを案として市民に説明するのはおかしいと思う。	本運用基準は、市街化調整区域での乱開発を防止する観点から、対象地区を明確化し、限定的な土地利用を図るものです。 今回は新たに柏インターチェンジ周辺のです。 今回は新たに柏インターチェンジ周辺のです。 今回は新たに柏インターチェンジ周辺のです。 と国道16号沿線を位置付けることについて、本運用基準を案として提示するものであり、既決定も併せて記載しているものです。
13	もとより当該事例の基準づくり、データーセンターの建築では、都市計画課とデーターセンター業者側のコンサルタントとの間で3年間に13回も意見交換し意見をすり合わせながら高さ31mまで了解する基準を柏市が決定、業者側に都市計画提案をさせて柏市が都市計画決定した事例である。周辺住民にはしっかりした説明はなかったと聞く。周辺が高さ10mまでの建築しかできない低層住宅街のド真ん前に高島屋デパート級31mにも及ぶ建物4棟の建設を認めることなどは、周辺の土地利用との調和をはかるとする都市計画の考えに反し、都市計画の放棄となっているように思う。柏市にこんな都市計画の不在のような状況をつくっている柏市の都市計画責任はきわめて重いと思う。以上は、事実上の調整区域から市街化区域編入であり、本来ならば公聴会を開くなり正式な線引き見直し手続きをとるべきことである。	
14	調整区域を穴あけ的に乱開発を認めるような運用基準であってはならず、周辺とのバランスのとれた土地利用を実現するべく都市計画の基本的なセオリーに立って再検討するべきである。	